

税務相談室

遺産に係る基礎控除額と 法定相続人

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：相続税の総額を計算する場合に、相続税の課税価格の合計額から控除する『遺産に係る基礎控除額』と、その計算をする場合の『法定相続人』とについてご説明願います。

お答え：遺産に係る基礎控除額とは、相続税の課税最低限度であり、法定相続人とは、民法に規定する相続人をいっています。以下に相続税法に従って簡単にご説明いたします。

I 遺産に係る基礎控除額

遺産に係る基礎控除額は、5,000万円と1,000万円にその被相続人の法定相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人）の数をかけた金額の合計額です（相続税法第15条）。

相続税の総額を計算する場合には、同じ被相続人から相続や遺贈によって財産を取得したすべての人の相続税の課税価格（その課税価格に、相続開始前3年以内の贈与財産の価額が加算される場合には、その加算後の課税価格）の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除することになっています。したがって、この課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額以下であれば、相続税の総額が算出されないために、この遺産に係る基礎控除額が相続税の最低限度ということになります。

なお、相続人となるべき胎児が相続税の申告書を提出する日までに出生していない場合には、その胎児は法第15条第1項にいう法定相続人の数には算入されません（相法基通15-3）。

II 法定相続人

法定相続人とは、原則的には民法第5編第2章の規定による相続人に該当する人をいいます。ただし、相続の放棄があった場合でも、その放棄がなかったものとした場合の相続人をいうことになっています（相続税法第15条2項）。

したがって、例えば、配偶者と数人の子が相続人である場合において、その子のうちに障害のある子が居り、その障害の子を残して他の子の全員が相続を放棄したため、相続人が配偶者と障害の子との2人になったときでも、他の子達の放棄がなかったものとした場合の相続人（配偶者と数人の子）ということになります。

ただし、被相続人に養子があるときは、法定相続人の数に含まれる養子の数に制限があります。内容は以下のとおりです。

① 被相続人に実子がある場合、法定相続人の数に算入する養子の数は1人。

② 被相続人に実子がない場合、2人。

以上により、養子の数が「法定相続人の数」に算入されない場合には、遺産に係る基礎控除額の計算のほか、相続税の総額の計算、死亡保険金の非課税限度計算、死亡退職手当金等の非課税限度の計算にも影響がでることになります。

なお、次に掲げる者は、被相続人の実子とみなされます（相続税法第15条3項）。

① 民法第817条の2第1項（特別養子縁組の成立）に規定する特別養子縁組による養子となった者

② 被相続人の配偶者の実子で被相続人の養子となった者

③ 被相続人の配偶者の特別養子で、被相続人の養子となった者

④ 実子もしくは養子またはその直系卑属が相続開始以前に死亡し、または相続権を失ったため民法第5編第2章の規定による相続人となったその者の直系卑属（代襲相続人）